

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月24日
【会社名】	日本鑄造株式会社
【英訳名】	NIPPON CHUZO K. K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩波 秀樹
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市川崎区白石町2番1号
【電話番号】	044(322)3751（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 阿部 俊彦
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市川崎区白石町2番1号
【電話番号】	044(322)3751（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 阿部 俊彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,049,996,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	9,292,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は1,000株となっております。

(注) 1. 平成24年5月24日(木)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	9,292,000株	1,049,996,000	524,998,000
一般募集			
計(総発行株式)	9,292,000株	1,049,996,000	524,998,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。(以下上記募集の方法による新株発行を「本第三者割当増資」とする。)

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、524,998,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
113	56.5	1,000株	平成24年7月2日(月)	該当事項はありません。	平成24年7月2日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ払込むものとし、ます。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
日本鑄造株式会社 本社	神奈川県川崎市川崎区白石町2番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 東京中央支店	東京都中央区八重洲1丁目2-16

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,049,996,000	4,000,000	1,045,996,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算内訳と致しましては、発行登記費用（登録免許税）3,675,000円、事務手数料325,000円、計4,000,000円の諸費用が発生する見込みです。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,045,996,000円については、当社川崎工場における製造機械設備投資資金に全額充当する予定であります。また、具体的な使途及び支払予定時期については、以下のとおりであります。

なお、支出実行までの資金管理については、当社銀行口座にて管理を行います。

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
当社川崎工場における製造機械設備投資資金 鑄鋼製建設機械部品（大型鉱山建設機械用）を製造するための機械及び装置に充当	1,045,996,000	平成24年7月～平成25年4月

(注) 本有価証券届出書提出日現在における具体的な設備投資計画は、次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
日本鑄造株式会社 本社 川崎工場	神奈川県 川崎市 川崎区	業務合理化及び鑄造関連製造設備	107		自己資金	平成24年4月	平成25年3月	老朽化更新等によるもので生産能力には影響がありません。
日本鑄造株式会社 福山製造所	広島県 福山市	同上	43		同上	同上	同上	
日本鑄造株式会社 本社 川崎工場	神奈川県 川崎市 川崎区	建設機械部品製造 機械及び装置	1,050	—	増資	平成24年6月	平成25年3月	生産能力は、月間約800T増加いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	日立建機株式会社
本店の所在地	東京都文京区後楽二丁目5番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第47期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日） 平成23年6月21日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第48期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日） 平成24年2月9日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
	割当予定先が保有している当社の株式の数	-
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	平成24年3月期 割当予定先に対する売上高 148百万円	

c 割当予定先の選定理由

当社は、平成21年7月に当社の連結子会社であった新東北メタル株式会社（秋田県北秋田市）株式の過半（51%）を日立建機株式会社（以下、「日立建機」という。）に譲渡して以降、日立建機との取引関係は徐々に増加傾向にありましたが、昨年度以降、大型鉱山用の鑄鋼製建設機械部品を受注し、海外OEM及び国内工場での製造を行ってきました。当該分野につきましては、今後更に大きな需要の伸びが見込まれ、かねてより日立建機から生産能力の拡充を要請されております。しかし、国内における製造能力に限りがあるため、今般、当社が日立建機のサプライチェーンの一翼を担うことで、日立建機との間にグローバルな提携関係を築くこと及び日立建機向けに製造・販売する鑄造品の品質向上・価格低減・数量保全を図るという、当社及び日立建機の意向が一致し、平成24年5月24日付で資本業務提携及び第三者割当増資による資金調達を行うことを内容とした株式引受契約書を締結いたしました。

当該調達資金により、当社川崎製造所内に建機部品工場を新設し、日立建機向けの優先的製造ラインとすることで、当社成長戦略の中核に据える所存であります。

上記のことから、日立建機を本第三者割当増資の割当予定先として選定したものであります。

d 割り当てようとする株式の数

9,292,000株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先と株式引受契約書に基づき、本第三者割当増資と共に資本業務提携を行うものであり、割当予定先が当社の株式について中長期の保有を行う方針であることを両社の取締役間で口頭にて確認しております。また、割当予定先が発行日より2年以内に新株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を依頼する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先である日立建機の第47期有価証券報告書（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）、第48期第3四半期報告書（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）に記載の売上高、総資産額、純資産額、現預金等の状況を確認した結果、本第三者割当増資の払込みについて特段問題がないものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である日立建機は、会社の財務内容、役員、主要株主等について有価証券報告書等において開示・公表している上場会社（株式会社東京証券取引所市場第一部上場）であり、会社の履歴、役員、主要株主等について広く公表している企業であります。割当予定先が証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書等による公開情報及び割当予定先のホームページを確認し、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格につきましては、当社株式の株価動向、当社の業績動向、本第三者割当増資で発行される株式数及び昨今の市場動向等を総合的に勘案し、本第三者割当増資に関する取締役会決議の直前1ヶ月の平均（平成24年4月24日～平成24年5月23日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値平均）113円といたしました。発行価格として上述直前1ヶ月の平均価格を採用した理由といたしましては、平成24年3月末以降、欧州における金融不安の問題から株式市場が極めて不安定な状況で推移したことによる当社株価の継続的な下落状況を考慮し、発行決議直前日の終値といった特定の一時点を基準とするものではなく、一定期間の平均値とすることで株価が平準化され、発行価格の算定根拠として合理性があると判断したためであります。

また、6ヶ月間の終値の平均価格については、震災復興銘柄との期待感からの株価上昇局面を含んでいること、3ヶ月間の終値の平均価格については、平成24年2月から3月にかけての、欧州問題の不服感及び日本銀行の一段の金融緩和姿勢を好感した上昇局面を含んでいることから、現在の当社株式の適正価格の算出にはいずれも合理性を欠くものと判断しております。

以上のような考え方から、当該発行価格を見ますと、本第三者割当増資に関する取締役会決議の直前営業日（平成24年5月23日）の当社株式の終値102円に対して10.78%のプレミアム、平成24年5月23日までの3ヶ月間（平成24年2月24日～平成24年5月23日）の東京証券取引所における当社株式の終値平均126円に対して10.32%のディスカウント、平成24年5月23日までの6ヶ月間（平成23年11月24日～平成24年5月23日）の東京証券取引所における当社株式の終値平均129円に対して12.40%のディスカウントとなります。当該ディスカウント率については、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）を参考にしつつ、当社の株価が業績の低迷に伴い下落傾向であることから割当予定先が負う株価の下落リスクがあること及び割当予定先の長期保有目的による短期売却での経済的利益享受の可能性が低いことを踏まえて、割当予定先との交渉のうえ、決定しております。

これにより、当社といたしましては、本発行価格は会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、当社監査役会（常勤監査役1名、社外監査役3名）より、割当予定先が長期保有方針を表明しており短期売却による経済的利益を享受できる可能性はないこと、また直前日の株価は欧州問題による急激な株価下落局面の中での株価であるため直前1ヶ月間の平均値を採用することは会社法第199条第3項に規定されている特に有利な発行には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行される株式数は9,292,000株であり、本届出書提出日における発行済株式数42,059,500株に対して22.09%（平成24年3月31日時点の総議決権数41,961個に対する今回の割当分の割合は22.14%）に相当し、結果として株式の希薄化が生じます。しかし、本第三者割当増資による1,049百万円の資金調達および割当先との関係強化が、事業拡大による収益力の向上や財務の安定化に寄与し、当社企業価値の向上に資するものと考えており、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと考えております。従いまして、本第三者割当増資による株式の発行数量および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
J F E スチール株式会社	東京都千代田区内幸町2丁目 2-3	17,435	41.55%	17,435	34.02%
日立建機株式会社	東京都文京区後楽二丁目5番 1号	-	-	9,292	18.13%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目 1-5	1,464	3.49%	1,464	2.86%
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみ らい3丁目1-1	1,126	2.68%	1,126	2.20%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1 丁目2-10	1,067	2.54%	1,067	2.08%
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8- 11	1,028	2.45%	1,028	2.01%
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社（信託口4）	東京都中央区晴海1丁目8- 11	643	1.53%	643	1.25%
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11- 3	332	0.79%	332	0.65%
シージーエムエル - ロンドン エクイティ（常任代理人シ ティバンク銀行株式会社）	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB （東京都品川区東品川2丁目 3-14）	240	0.57%	240	0.47%
J F E ミネラル株式会社	東京都港区芝3丁目8-2	235	0.56%	235	0.46%
計	-	23,570	56.17%	32,862	64.12%

（注）1．本第三者割当増資前後の大株主構成は、平成24年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2．日本鑄造株式会社として、26,617株の自己株式を有しております。

3．単元株未満は切り捨てて表記しております。

4．議決権割合は、小数点第3位を四捨五入して表記しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年5月24日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成24年5月24日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第89期事業年度）の提出日（平成23年6月17日）以後、本有価証券届出書提出日（平成24年5月24日）までの間において「金融商品取引法第24条の5第4項」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2」の規定に基づき、平成23年6月20日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（平成23年6月20日提出 臨時報告書）

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年6月17日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金2円50銭

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、高井茂、山口通、岩波秀樹、出原剛至、蛭名一樹、阿部俊彦及び大熊宗道を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、北條幸一、岸本康夫及び鍋島祐樹を選任する。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役を辞任した中上賞、松村裕、取締役を退任する菅昌徹朗、北條幸一、及び監査役を退任する立野一治に対し、在任中の労に報いるため退職慰労金を贈呈することを決議する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	27,249	40	0	(注)1	可決(99.38%)
第2号議案				(注)2	
高井 茂	27,247	42	0		可決(99.37%)
山口 通	27,247	42	0		可決(99.37%)
岩波 秀樹	27,242	47	0		可決(99.35%)
出原 剛至	27,247	42	0		可決(99.37%)
蛭名 一樹	27,247	42	0		可決(99.37%)
阿部 俊彦	27,242	47	0		可決(99.35%)
大熊 宗道	27,235	54	0		可決(99.33%)
第3号議案				(注)2	
北條 幸一	27,240	49	0		可決(99.34%)
岸本 康夫	27,219	70	0		可決(99.27%)
鍋島 祐樹	27,219	70	0		可決(99.27%)
第4号議案	27,159	130	0	(注)1	可決(99.05%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

3. 最近の業績の概要

・第90期連結会計年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の業績の概要

平成24年5月11日開催の取締役会において承認された第90期連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）にかかる連結財務諸表は以下のとおりであります。但し、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

なお、連結財務諸表は百万未満を切り捨てて表示しております。

（1）連結貸借対照表

	（単位：百万円）	
	前連結会計年度 （平成23年3月31日）	当連結会計年度 （平成24年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	557	201
受取手形及び売掛金	6,160	5,748
製品及び仕掛品	1,582	1,529
原材料及び貯蔵品	711	668
繰延税金資産	228	169
その他	42	34
貸倒引当金	56	23
流動資産合計	9,226	8,328
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,766	6,768
減価償却累計額	5,222	5,342
建物及び構築物（純額）	1,544	1,426
機械装置及び運搬具	7,805	7,775
減価償却累計額	7,298	7,397
機械装置及び運搬具（純額）	507	378
土地	7,135	7,135
建設仮勘定	7	8
その他	1,621	1,601
減価償却累計額	1,535	1,527
その他（純額）	86	74
有形固定資産合計	9,281	9,022
無形固定資産	21	36
投資その他の資産		
投資有価証券	440	488
繰延税金資産	365	328
その他	48	33
貸倒引当金	8	0
投資その他の資産合計	845	849
固定資産合計	10,148	9,909
資産合計	19,374	18,237

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,562	3,337
短期借入金	1,519	919
未払法人税等	196	10
賞与引当金	166	150
製品補償損失引当金	-	160
その他	636	479
流動負債合計	6,082	5,057
固定負債		
長期借入金	531	453
再評価に係る繰延税金負債	2,820	2,491
退職給付引当金	819	923
役員退職慰労引当金	91	36
P C B 処理引当金	65	65
その他	11	16
固定負債合計	4,338	3,984
負債合計	10,420	9,042
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,102	2,102
利益剰余金	2,804	2,693
自己株式	3	3
株主資本合計	4,903	4,792
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	52	75
土地再評価差額金	3,998	4,327
その他の包括利益累計額合計	4,051	4,402
純資産合計	8,954	9,195
負債純資産合計	19,374	18,237

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高	15,480	14,152
売上原価	13,771	12,936
売上総利益	1,709	1,215
販売費及び一般管理費	1,036	947
営業利益	672	268
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	6	13
為替差益	5	0
持分法による投資利益	1	17
その他	6	7
営業外収益合計	19	38
営業外費用		
支払利息	25	16
その他	0	0
営業外費用合計	26	16
経常利益	665	291
特別利益		
固定資産売却益	-	3
投資有価証券売却益	3	-
特別利益合計	3	3
特別損失		
固定資産除売却損	0	3
製品補償損失	54	190
特別損失合計	55	194
税金等調整前当期純利益	614	99
法人税、住民税及び事業税	240	15
法人税等調整額	11	90
法人税等合計	252	105
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	361	5
少数株主利益	-	-
当期純利益又は当期純損失()	361	5

(連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	361	5
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3	22
土地再評価差額金	-	329
その他の包括利益合計	3	351
包括利益	358	345
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	358	345
少数株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,102	2,102
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,102	2,102
資本剰余金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
利益剰余金		
当期首残高	2,547	2,804
当期変動額		
剰余金の配当	105	105
当期純利益又は当期純損失()	361	5
当期変動額合計	256	110
当期末残高	2,804	2,693
自己株式		
当期首残高	3	3
当期変動額		
自己株式の取得	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	3	3
株主資本合計		
当期首残高	4,647	4,903
当期変動額		
剰余金の配当	105	105
当期純利益又は当期純損失()	361	5
自己株式の取得	0	0
当期変動額合計	256	111
当期末残高	4,903	4,792

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金		
当期首残高	55	52
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3	22
当期変動額合計	3	22
当期末残高	52	75
土地再評価差額金		
当期首残高	3,998	3,998
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	329
当期変動額合計	-	329
当期末残高	3,998	4,327
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,054	4,051
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3	351
当期変動額合計	3	351
当期末残高	4,051	4,402
少数株主持分		
当期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
純資産合計		
当期首残高	8,701	8,954
当期変動額		
剰余金の配当	105	105
当期純利益又は当期純損失()	361	5
自己株式の取得	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3	351
当期変動額合計	252	240
当期末残高	8,954	9,195

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	614	99
減価償却費	435	387
賞与引当金の増減額(は減少)	6	16
製品補償損失引当金の増減額(は減少)	-	160
貸倒引当金の増減額(は減少)	113	41
退職給付引当金の増減額(は減少)	6	103
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	20	54
受取利息及び受取配当金	6	14
支払利息	25	16
持分法による投資損益(は益)	1	17
投資有価証券売却損益(は益)	3	-
有形固定資産除売却損益(は益)	0	0
売上債権の増減額(は増加)	8	432
たな卸資産の増減額(は増加)	224	108
仕入債務の増減額(は減少)	186	433
未払消費税等の増減額(は減少)	27	1
その他	0	20
小計	1,333	753
利息及び配当金の受取額	6	14
利息の支払額	25	16
法人税等の支払額	116	199
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,199	552
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	59	92
無形固定資産の取得による支出	1	21
差入保証金の回収による収入	0	2
投資有価証券の取得による支出	1	1
投資有価証券の売却による収入	5	-
貸付金の回収による収入	2	5
その他	2	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	57	111
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	250	350
長期借入れによる収入	600	500
長期借入金の返済による支出	1,214	828
配当金の支払額	105	105
自己株式の取得による支出	0	0
リース債務の返済による支出	2	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	972	784
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	11
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	174	355
現金及び現金同等物の期首残高	383	557
現金及び現金同等物の期末残高	557	201

(5) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(6) 連結財務諸表に関する注記事項

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	42,059,500			42,059,500

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	24,319	1,849		26,168

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,849株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月11日 定時株主総会	普通株式	105	2.5	平成22年3月31日	平成22年6月14日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月17日 定時株主総会	普通株式	105	利益剰余金	2.5	平成23年3月31日	平成23年6月20日

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	42,059,500			42,059,500

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	26,168	449		26,617

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 449株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月17日 定時株主総会	普通株式	105	2.5	平成23年3月31日	平成23年6月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月15日 定時株主総会	普通株式	105	利益剰余金	2.5	平成24年3月31日	平成24年6月18日

(セグメント情報等)

前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)及び当連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

当社グループは、「鑄造関連事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	213円04銭	1株当たり純資産額	218円77銭
1株当たり当期純利益金額	8円60銭	1株当たり当期純損失金額()	0円14銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
当期純利益金額又は 当期純損失金額()(百万円)	361	5
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失()(百万円)	361	5
普通株式の期中平均株式数(株)	42,034,513	42,033,217

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第89期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月17日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第90期第3四半期)	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	平成24年2月3日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月3日

日本鑄造株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 裕輔 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芝山 喜久 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西野 尚弥 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本鑄造株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本鑄造株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月11日

日本鑄造株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷上 和範指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 裕輔指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝山 喜久

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本鑄造株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本鑄造株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本鑄造株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本鑄造株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月17日

日本鑄造株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷上 和範指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 裕輔指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝山 喜久

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本鑄造株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本鑄造株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本鑄造株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本鑄造株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月11日

日本鑄造株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷上 和範指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 裕輔指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝山 喜久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本鑄造株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第88期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本鑄造株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月17日

日本鑄造株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷上 和範指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 裕輔指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝山 喜久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本鑄造株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第89期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本鑄造株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。